

答 申

1 丸亀市情報公開・個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）の結論

丸亀市長（以下「実施機関」という。）が、甲氏所在の施設の特定に資する一切の文書（以下、「本件対象公文書」という。）を非開示とした決定（以下、「本件処分」という。）は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び異議申立てに至る経過

（１）異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、丸亀市情報公開条例（平成 17 年 3 月 22 日条例第 21 号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った本件対象公文書の開示請求に対し、実施機関が平成 21 年 4 月 14 日付けで行った本件処分の取り消しを求めるというものである。

（２）異議申立てに至る経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 21 年 4 月 2 日	開示請求受付
平成 21 年 4 月 14 日	実施機関が非開示を決定
平成 21 年 6 月 8 日	異議申立書受付

3 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

1 異議申立人と甲氏は親子であり、プライバシー保護の要請は働かない。また、異議申立人と甲氏の間には争いはなかったのであるから、甲氏の不利益になることはない。よって、本件対象公文書は条例第 7 条第 2 号の「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当しない。

2 仮に、条例第 7 条第 2 号に該当するとしても、甲氏の健康及び生活を保護するため及び異

議申立人の健康のため並びに乙夫妻が甲氏の財産を不当に処分して利益を得ているおそれがあり、条例第7条第2号イの「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するから、開示するべきである。

4 実施機関が非開示とした理由

実施機関が、丸亀市公文書開示決定等通知書及び提出資料において主張している本件処分の理由は、次のとおりである。

本件対象文書は、個人に関する情報であり条例第7条第2号に規定する非開示情報に該当するため非開示としたものである。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非開示理由及び資料並びに異議申立人の異議申立理由を条例に照らして審査した結果、次のとおり判断する。

本件対象公文書の条例第7条第2号及び第7条第2号イ該当性について

本市情報公開条例（以下「条例」という。）は、地方自治の本旨に基づき市民の知る権利を保障し、市政の諸活動を市民に説明する義務と責任を果たすため、市政情報としての公文書を開示する権利を明らかにするとともに、公文書の開示について必要な事項を定め、もって市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民参加のより開かれた市政を実現することを目的としている。（条例第1条）

また、第5条において公文書の開示請求権者を列挙しており、これは、第1条の目的実現のため、当該条件を満たす者は、取り扱いに差異を設けず、誰であろうと公文書の開示請求ができる旨を示しており、言い換えれば、利害関係等個別の事情により特定の情報を特定の者のみ公開することは、制度の趣旨に合致しないということを示している。

ところで、条例第7条第2号本文前段は「個人に関する情報（略）であって、…特定の個人を識別することができるもの」を非開示事由としており、後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と異なった表現を採用している。このことは、同号本文前段は、非開示の根拠として、個人のプライバシー保護の必要性を直接の判断基準とする立場ではなく、特定の個人を識別することができる情報は原則として非開示とする立場をとっていることを示しているものである。

したがって、条例は、本人による自己情報の開示請求のように、個人のプライバシーを侵害するおそれを想定し難いばあいであっても（判例で開示が認められたケースは存在するが）それが個人識別情報に該当する以上、原則として非開示とする立場をとっていると解するべきである。

そこで、本件について、条例の趣旨に照らして考察すると、個人の所在を特定できる本件対

象文書が条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報に該当するとした実施機関の判断は妥当であると認められる。

また、異議申立人は、「異議申立人と甲氏は親子であり、プライバシー保護の要請は働かない。また、異議申立人と甲氏との間には争いはなかったのであるから、甲氏の不利益になることはない。」と述べ、条例第7条第2号本文に該当しないと主張している。しかしながら、親子であっても、それぞれが個人としての人格を有し、個人として尊重すべきであり、親は子に対して、法的に他人である。親は親として、子は子として、それぞれ個人として基本的人権が尊重されるべきであることから、親子であることがプライバシー保護の要請を排除する理由とはなり得ず、本件対象文書が条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報に該当することは当然であるため、異議申立人の主張は認められない。

また、条例第7条第2号イの規定、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」の趣旨は、個人に関する情報を公にすることにより害されるおそれがある当該個人の権利利益よりも、当該情報を公にすることにより人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回ると認められる場合には当該情報は開示するというものである。

この趣旨に照らすと、異議申立人の主張のうち、虐待の恐れについては、市担当課が関係機関と連携して対応している事案であり、本件対象文書を公にすることによってその生命、身体及び健康を保護できるものとは認められず、また、添付書類の全部事項証明書にある不動産処分的事实をもって、財産を不当に処分して利益を得ているおそれがあるため本件対象文書を公にする必要がある（本件文書が条例第7条第2号イの規定に該当する）との主張は、財産保護の必要性について合理的説明に欠けており、本件文書を公にする理由としては採用できないものである。

以上のことから、当審査会は、1の審査会の結論のとおり判断する。

6 審査の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行なった。

平成21年6月11日	諮問書の受理
平成21年6月22日	実施機関から資料收受
平成21年7月2日	審査会（第1回目）
平成21年7月15日	審査会（第2回目）
平成21年7月28日	審査会（第3回目）